

平成25年度 滋賀県地域防災計画 修正案の概要

趣旨

県で具体的に検討や取組を進めてきたことや国による災害対策基本法や防災基本計画の改正等を反映した修正を行う。

風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編 修正案の概要

災害初動体制の強化

- ・災害対策本部等運営の強化
災害対策本部等の運営に活用するマニュアル等の整備について記載
特別警報発表で災害対策本部を設置することを記載
- ・風水害発生時の動員体制の強化
職員の動員を迅速に行うための対応について検討することを記載
- ・大規模地震発生時の初動体制の見直し
大規模地震発生直後に業務継続計画に基づき活動する1課1班体制を立ち上げることを記載
- ・災害発生前段階からの行動計画の検討
台風発生時等から風水害発生までの間に、事前に実施すべき事前行動計画の導入を検討することを記載

災害医療体制の強化

- ・広域災害時における医療救護活動指針の策定
大規模災害時に医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう医療救護活動マニュアルを見直して策定した指針の活用について記載
- ・災害医療コーディネーターの設置
災害医療を指揮統括する災害医療コーディネーターの設置について記載

支援物資供給体制の強化

- ・災害時支援物資物流マニュアルの策定
県と民間物流業者が連携して輸送調整所を運営し、支援物資の供給を円滑に実施することを目的としたマニュアルの活用について記載

その他

- ・平成24年度から平成25年度にかけて実施した地震被害想定調査(県域各地の活断層や南海トラフ巨大地震)について記載
- ・平成25年台風18号滋賀県被災者生活再建支援金について記載

風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編 修正案の概要

災害対策基本法改正・防災基本計画等修正の反映

- ・住民は、災害に備えるための食品・飲料水等の備蓄や防災訓練への参加に努めることを記載 (災害対策基本法第7条)
- ・住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市町に提案することができることを記載 (災害対策基本法第42条)
- ・市町は、必要に応じ、危険性に十分に配慮した指定緊急避難場所および指定避難所を開設するとともに、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設することを記載 (災害対策基本法第49条の4～9)
- ・市町は、避難行動要支援者にかかる全体的な計画を定めることを記載 (災害対策基本法第49条の10～13)
- ・インターネット事業者や携帯電話事業者等を利用した情報提供について検討することを記載 (災害対策基本法第57条)
- ・市町は、状況に応じて、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができることを記載 (災害対策基本法第60条)
- ・知事は、市町から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言することを記載 (災害対策基本法第61条の2)
- ・知事および市町長は、住民等から被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとすることを記載 (災害対策基本法第86条の15)
- ・市町は、必要に応じて被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとすることを記載 (災害対策基本法第90条の3)

新たな応援協定等の締結

- ・滋賀自由業団体連絡協議会(滋賀県土地家屋調査士会、滋賀県社会保険労務士会、大津公証人会、近畿税理士会滋賀県支部連合会、滋賀県行政書士会、滋賀県司法書士会)
- ・一般社団法人滋賀県バス協会
- ・滋賀県塗装工業協同組合
- ・財務省近畿財務局
- ・一般社団法人全国地質調査業協会連合会関西地質調査業協会
- ・建設業協会各支部(各土木事務所と締結)

-2-

原子力災害対策編修正案の概要

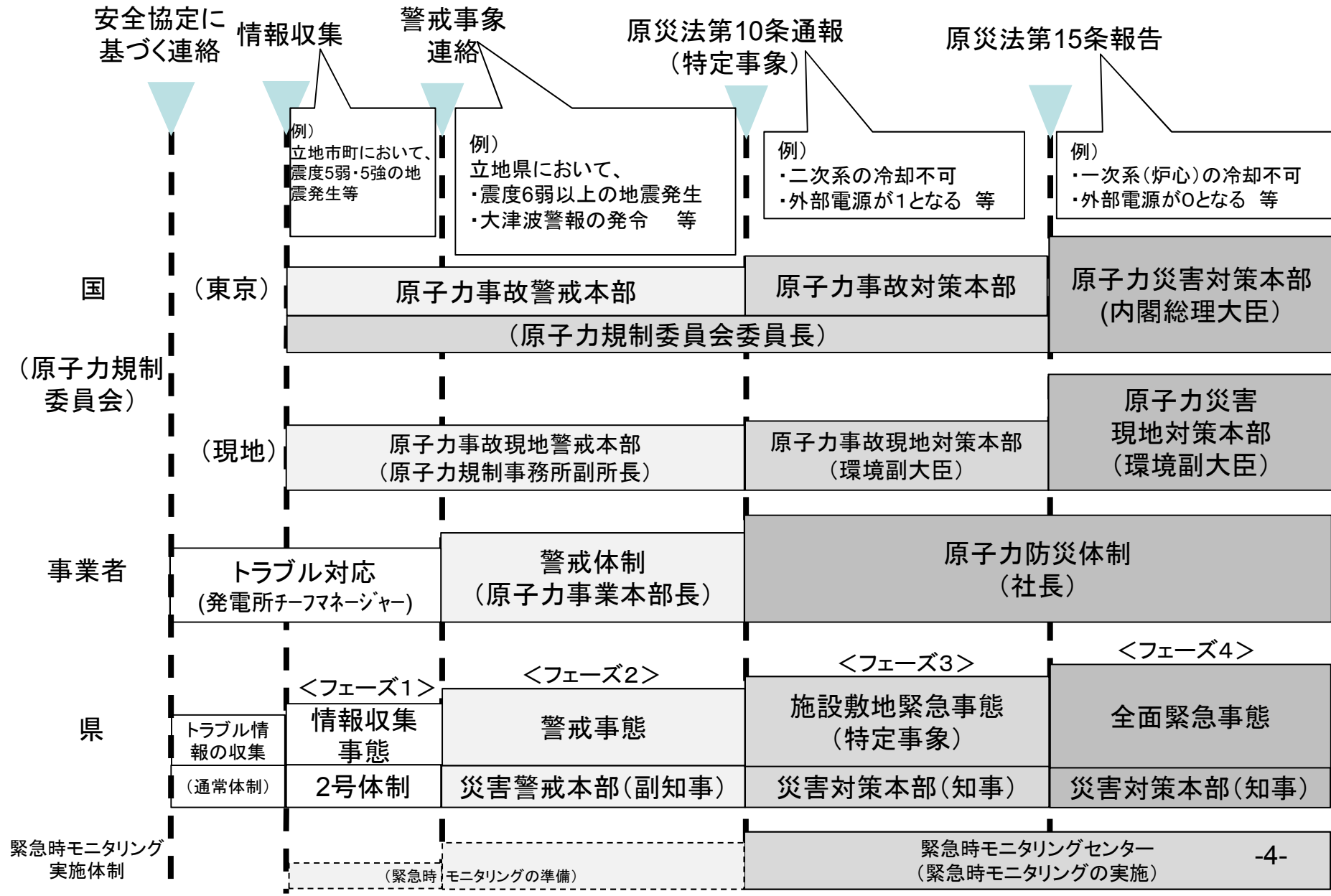
放射性物質の琵琶湖への影響予測結果の反映【第1章第5節、第2章第8節、第3章第7節】

- 1 滋賀県の地域特性について
第1章「総則」—第5節—第1「滋賀県の地域特性」に、琵琶湖についての記述を追加。
- 2 放射性物質の琵琶湖への影響予測結果について
第1章「総則」—第5節—第4「琵琶湖への影響予測」として、琵琶湖表層(水深0～5m)の原水について、事故時の飲料水の摂取制限基準(防護措置基準OIL6)を適用すると、最も影響の大きなケースでは、放射性セシウムでは北湖で10日間程度、放射性ヨウ素では北湖で10日間程度、南湖で7日間程度、基準を超える水域が見られたこと等の記述を追加。
- 3 飲料水に係る防護措置
放射性物質の琵琶湖への影響が10日間程度残るとい琵琶湖への影響予測結果を考慮し、飲料水の供給計画、備蓄計画、応急給水受援計画など供給体制をあらかじめ定めておくこと等を追加。

緊急事態区分および動員配備の基準の見直し【第1章第7節、第2章第6節、第3章第2節、第3節ほか】

- 国の原子力災害対策指針および防災基本計画に合わせて、以下の4区分に改める。
- 1 情報収集事態(フェーズ1)
福井県の立地市町において震度5弱または震度5強の地震(福井県で震度6以上の場合を除く。)
 - 2 警戒事態(フェーズ2)
福井県において震度6以上の地震が発生または大津波警報が発令 等
 - 3 施設敷地緊急事態(フェーズ3)
原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通知があったとき
福井県および滋賀県が設置するモニタリングポストで、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき 等
 - 4 全面緊急事態(フェーズ4)
内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づき、「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

緊急時活動体制の考え方について



原子力災害対策編修正案の概要

緊急時モニタリング実施体制の整備【第2章第6節第9、第3章第2節第4ほか】

国の原子力災害対策指針において、福島第一原発事故後の新たな実施体制等が具体化されたことを受け、全面的な見直しを行う。
→国の統括のもとで、地方公共団体、原子力事業者および関係指定公共機関が目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携

【災害事前対策】

- 1 県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制整備に協力することを明記
- 2 県は、国および関係府県等の協力のもと、新たなモニタリング体制に対応するための緊急時モニタリング計画を策定

【緊急事態応急対策】

- 1 情報収集事態発生 → (国の緊急時モニタリング解説書を待って記載する文言を検討予定)
- 2 警戒事態発生 → 緊急時モニタリングの準備を開始
- 3 施設敷地緊急事態発生 → 県は、緊急時モニタリングセンターに参画するとともに、県内の緊急時モニタリングを開始
～全面緊急事態 国は、速やかに緊急時モニタリング実施計画を作成
緊急時モニタリングセンター(国)は、実施計画に基づき初期モニタリングを実施

安定ヨウ素剤の備蓄および配布【第2章第11節第4、第3章第5節第8】

【災害事前対策】

- 1 緊急時の配布に備えて、UPZ内住民および防災業務従事者等相当分を備蓄することとし、備蓄場所および緊急時の配布場所を決定
→【備蓄場所および配布場所(案)】※広域避難計画に明記
市が指定する避難集合場所、UPZ内の学校・保育所等、県健康福祉事務所(湖北・高島)、市役所、緊急被ばく医療機関
- 2 緊急時における配布手続きおよび服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。
→被ばく医療マニュアルに明記

【緊急事態応急対策】

- 1 緊急時における配布および服用は、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示
- 2 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示または独自の判断により、原則として医師の関与の下で、服用させる。

【UPZ以遠の地域への対応】

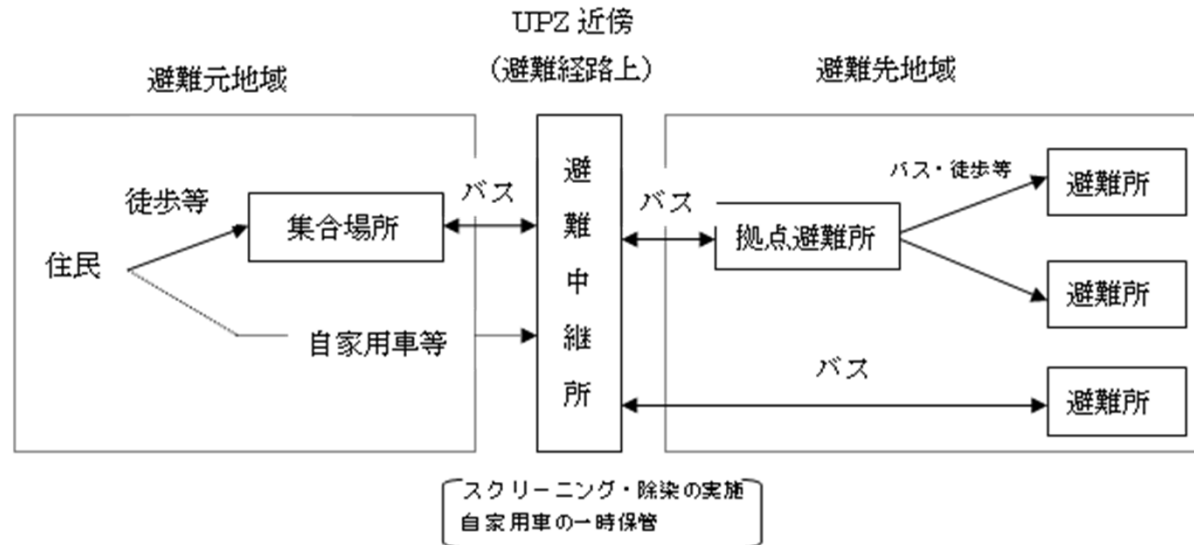
原子力規制委員会におけるPPA(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置実施区域)対策の検討を待って、今後検討。

原子力災害対策編修正案の概要

県域を超える広域避難【第3章第5節第4ほか】

- 1 国や関西広域連合等との協議内容を踏まえて、県地域防災計画(原子力災害対策編)に、以下の方針を明記。
 - (1) 県域を超える広域的な避難等を要する事態となった場合、県は災害の状況や緊急時モニタリング結果、気象情報、放射性物質の大気中拡散計算結果等について総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。
 - (2) 関西方面に避難する必要があると判断した場合には、原則として大阪府に対して避難の受入れ要請を行うものとし、中部方面に避難する必要があると判断した場合には、「災害時等の応援に関する協定書(中部9県1市)」に基づき、応援要請を行う。
- 2 広域避難計画の策定
県地域防災計画(原子力災害対策編)の規定に基づき、広域避難計画を策定する。

【広域避難の基本的な流れ】



【県域を超える広域避難のイメージ】



原子力災害対策編修正案の概要

その他

- 1 原子力災害において配慮すべき者として「傷病者」、「入院患者」を明示するという国の方針にあわせて、「高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者」という呼称を「要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。）」に変更。
【第2章第7節第3、第3章第5節第9ほか】
- 2 平常時の安全対策として、原子力事業者との安全協定等に関する内容を明記。【第2章第2節第3】
- 3 計画中、県が行うこととされている事項については、業務の実効性を考慮して、節ごとに関係部局を明記。